

静岡市附属機関設置条例の一部改正について

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市食育 推進会議	食育基本法（平成17 年法律第63号）第33 条第1項に基づく 市町村食育推進計 画の作成及びその 実施の推進につい て調査審議するこ と。	15人以 内	1 学識経験を 有する者 2 食育の推進 に関する団 体を代表する 者 3 市民 4 国の関係地 方行政機関の 職員 5 市職員	2年	委員の互 選により 定める者
---------------	---	-----------	--	----	----------------------

を

」

静岡市食育 推進会議	食育基本法（平成17 年法律第63号）第33 条第1項に基づく 市町村食育推進計 画の作成及びその	15人以 内	1 学識経験を 有する者 2 食育の推進 に関する団 体を代表する	2年	委員の互 選により 定める者
---------------	---	-----------	---	----	----------------------

	実施の推進について調査審議すること。		者 3 市民 4 国の関係地方行政機関の職員 5 市職員		
静岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画推進協議会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画の実施の推進について調査審議すること。	7人以上	1 学識経験を有する者 2 医師 3 特定健康診査等を実施する機関を代表する者 4 市民	2年	委員の互選により定める者
静岡市がん検診精度管理協議会	健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2第6号に規定するがん検診の精度管理に係る施策について調査審議すること。	8人以上	1 学識経験を有する者 2 医師 3 がん検診を実施する機関を代表する者 4 市民	2年	委員の互選により定める者

に、

「

静岡市難病患者在宅療養支援計画策定・評価委員会	1 要支援難病患者に係る在宅療養支援計画の策定、評価及び改善について調査審議すること。	7人以上	1 難病治療に従事する医師 2 難病患者等に係る医療又は福祉に関する事業に従事	2年	委員の互選により定める者
-------------------------	---	------	--	----	--------------

」

	<p>2 要支援難病者に係る在宅療養支援計画の円滑な実施を推進するための関係機関との協力について調査審議すること。</p>		<p>する者 3 関係行政機関の職員</p>		を
--	---	--	----------------------------	--	---

」

「

<p>静岡市難病患者在宅療養支援計画策定・評価委員会</p>	<p>1 要支援難病者に係る在宅療養支援計画の策定、評価及び改善について調査審議すること。 2 要支援難病者に係る在宅療養支援計画の円滑な実施を推進するための関係機関との協力について調査審議すること。</p>	<p>7人以内</p>	<p>1 難病治療に従事する医師 2 難病患者等に係る医療又は福祉に関する事業に従事する者 3 関係行政機関の職員</p>	<p>2年</p>	<p>委員の互選により定める者</p>
<p>静岡市感染症対策協議会</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条第1項の予防計画の</p>	<p>12人以内</p>	<p>1 感染症に関し優れた識見を有する者 2 市内の病院を代表する者 3 市内の医師</p>	<p>2年</p>	<p>委員の互選により定める者</p>

に、

	策定及び変更並びにその実施の推進について調査審議すること。		会を代表する者 4 市民		
--	-------------------------------	--	-----------------	--	--

」

「

静岡市森林整備計画策定委員会	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の市町村森林整備計画の策定及び変更について調査審議すること。	9人以上	1 学識経験を有する者 2 林業関係団体を代表する者 3 木材業関係団体を代表する者 4 林業従事者を代表する者 5 国の関係地方行政機関の職員 6 静岡県職員	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者
----------------	--	------	---	----------------------	--------------

を

」

「

静岡市森林整備計画策定委員会	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の市町村森林整備計画の策定及び変更について調査審議すること。	9人以上	1 学識経験を有する者 2 林業関係団体を代表する者 3 木材業関係団体を代表する者	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者
----------------	--	------	--	----------------------	--------------

			4 林業従事者を代表する者 5 国の関係地方行政機関の職員 6 静岡県職員			に
静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会	静岡駅南口駅前広場の再整備に関する計画の策定及び推進について調査審議すること。	15人以上	1 学識経験を有する者 2 静岡駅に関連する公共交通事業者を代表する者 3 静岡県警察官 4 関係団体を代表する者 5 町内会及び自治会の代表者 6 市民	2年	委員の互選により定める者	

」

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。